

沖縄に心を寄せる団体・グループの皆様へお願い

辺野古代執行訴訟で最高裁に公正・中立な立場で実質審理を求める団体署名

辺野古新基地建設を許さない闘いは、重大な局面に入りました。

福岡高裁那覇支部が今年の12月20日、玉城デニー沖縄県知事に対して大浦湾側の軟弱地盤の改良工事にむけた「設計変更申請」を承認するよう命じる不当判決を下したことを受け、12月28日には国土交通相による代執行、そして今年1月10日、防衛省＝沖縄防衛局は大浦湾側の埋立工事に着手しました。

沖縄県は福岡高裁那覇支部判決を認めず、昨年12月27日毅然として最高裁に上告しています。今回の代執行は、現行地方自治法による全国初の事例であり、憲法の基本原則である地方自治の破壊は、沖縄だけでなく全国の問題です。

今回の代執行について、JNNの世論調査（昨年12月）では56%が「反対」と回答しています。辺野古への新基地計画が浮上してからは、すでに28年。この間に、様々な立場から沖縄・辺野古に思いを寄せてこられたすべての皆さんに、「最高裁に公正・中立な審理を求める団体署名」への取り組みを呼びかけます。玉城知事への全国からの連帯を、「団体署名」を大きく広げることで示していきましょう。

● 「署名用紙」に団体名・住所を記入し、下記要領で送ってください。

● 署名の送り先

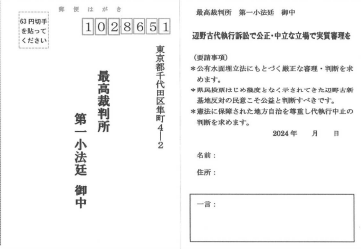
【郵送】 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-13-1-B1 ピースポート気付
「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

【FAX】 03-3363-7562

【mail】 henokovoice.echo@gmail.com

● 署名集約日 3月末日（4月2日に最高裁に提出予定です）

● この団体署名は、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」
「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」と共同で取り組んでいます。

	<p>ひとりでもできる「ハガキ運動」 にも取り組んでいます。</p> <p>下記に、必要枚数と送り先を連絡 いただければ、お送りします。</p>
---	--

「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック 090-3910-4140

ピースポート 03-3363-7561

沖縄意見広告運動 03-6382-7561

mail : henokovoice.echo@gmail.com

URL : <https://humanchain.tobihiro.jp/>

辺野古代執行訴訟－ 3つの要件をめぐる争点

辺野古代執行訴訟で福岡高裁那覇支部は昨年12月20日に、玉城沖縄県知事に対して大浦湾側の軟弱地盤の改良工事にむけての沖縄防衛局による「設計変更申請」を承認するよう命じる不当判決を下しました。裁判では代執行の3つの要件について争点になりましたが、福岡高裁那覇支部の判決は国の主張を丸呑みした不当なものでした。

1つ目の要件である県に公有水面埋立法違反があるかないかについてです。福岡高裁那覇支部はこの判断について昨年9月の最高裁判決に依拠しました。最高裁の判決は「県は国土交通相の行政不服審査法の裁決に従うことを命じる」ものでした。県の不承認が公有水面埋立法に違反しているかどうかの審理は行いませんでしたので、県の公有水面埋立法違反は確定していません。

2つ目の要件である代執行以外に方法がなかったかについてです。沖縄県は何十回と国に話し合いを求めてきましたが、国は話し合いによる解決を拒否し続けてきました。判決は「対話は代執行以外の方法として考慮する必要はない」として県の主張を切り捨て、代執行ありきとする国の主張を追認するものです。

3つ目は公益の侵害についてです。高裁判決は、沖縄県の不承認により工事が遅延することの不利益のみを考慮しています。しかし工事は完成の見込みのない長期間の難工事であり、普天間基地が存続し続けることにより、普天間基地周辺の住民の生命身体を守る公益を侵害するものです。さらに県民投票をはじめとした県民の民意を踏みにじることは、住民自治、団体自治に反する公益の侵害として考慮すべきです。高裁判決は「辺野古移設が唯一の解決策」とする国の方針を追認するものです。